

防衛特別法人税の納付方法

- 創設された防衛特別法人税の納付につきましては、令和8年4月以後に開始する事業年度から対象となります。令和9年5月（システム修正実施予定）までの当面の間については、税目「法人税」申告区分「その他」として納付いただき、具体的には次の方法により納付手続きを行っていただくようお願いいたします。

キャッシュレス納付（e-Taxで申告されている方）

- e-Taxを利用して申告書を送信後、メッセージボックスに格納される「受信通知」から簡易に防衛特別法人税の「納付情報登録依頼」を作成できます。

【受信通知からの納付情報登録依頼の実施（イメージ）】

【受信通知画面】



情報
引継

【納付情報登録依頼画面】



税目：法人税
申告区分：その他

※「税目」、「課税期間」、「申告区分」及び「本税」情報を引き継いだ状態で、「納付情報登録依頼」画面が表示

③

「納付情報登録依頼」データを送信後、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から、各種納付手段を選択し、納付手続きを行います。

※「ダイレクト納付」（自動ダイレクト対象外）、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付」が選択可能です。

- 上記によらず、「納付情報登録依頼」から「納付区分番号通知」を作成する場合は、右の内容を入力ください。

税目：法人税 申告区分：その他
本税：防衛特別法人税の額

キャッシュレス納付（上記以外の方）

- e-Taxを利用せず、インターネットバンキングやクレジットカード納付を利用して納付する場合は、次の内容のとおり入力ください。

【インターネットバンキング】

税目番号：030（法人税） 申告区分コード：9（その他）
納付区分（納付目的コード）を作成してください。

【クレジットカード納付】

税目：法人税
申告区分：その他

その他

- グループ通算法人に係る一括ダイレクト機能（一括納付情報登録依頼）から納付する方法～e-Taxの一括ダイレクト機能を使用して、グループ通算法人に係る防衛特別法人税の納付を行う場合～



- 納付書で納付する方法

納付書の記載方法等は、左にある二次元バーコードを読み取り確認してください